

# 札幌市しらぎく荘の指定管理者の選定結果について

## 1 選定委員会開催経過

第1回 平成29年7月27日 募集要項、選定方法等について

第2回 平成29年10月18日 審査及び選定等について

## 2 選定委員会委員

委員6名（外部委員5人、内部委員（市職員）1人）

委員長 品川 ひろみ 札幌国際大学短期大学部教授

委員 田端 綾子 弁護士

委員 安達 亮介 札幌市社会福祉協議会事務局副局長

委員 辻 芳晃 公認会計士

委員 舟根 大 社会保険労務士

委員 川原 真人 子ども未来局子育て支援部長

## 3 応募団体

公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会

非公募により応募を求めた理由：別紙のとおり

## 4 選定結果（指定管理者候補者）

### (1) 選定された団体

公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会 理事長 箭原 恭子

札幌市中央区大通西19丁目札幌市社会福祉総合センター内

### (2) 選定の理由

公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会の提案書の内容では、札幌市しらぎく荘の管理運営業務の各要求水準が満たされており、さらに、同施設の選定基準に照らし、施設の効用発揮の点及び安定経営能力の点で、高い評価になっている。

以上の点から、同施設の設置目的を効果的に達成するため、同団体を指定管理者の候補者とすることが適切であると判断した。

### (3) 評価結果

選定基準	配点	候補者
①平等利用の確保	5点	4.5点
②施設の効用発揮	70点	57.2点
③安定経営能力	75点	62.7点
④管理経費の縮減	30点	28.2点
⑤その他	20点	16.7点
合計	200点	169.3点
得点率	—	84.7%

## 別紙

### 選定方法を非公募とした理由

札幌市しらぎく荘は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第38条の規定に基づく母子生活支援施設として、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的として設置された施設である。

母子生活支援施設については、札幌市児童福祉施設条例(昭和39年条例第6号)第12条第2項の規定により、管理が良好に行われている場合に限り、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成15年条例第33号)第2条の規定にかかわらず、公募によることなく、現在、指定管理を行っている団体に同条例第3条の規定による申込みを求めることができるとされている。

公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会は、平成18年から現在に至るまで当該施設の管理運営を行い、自立支援・就労対策等において良好な事業実績を残している。

よって、公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会に対し、非公募により申込みを求めることとした。